

第 79 回国民体育大会滋賀県開催準備委員会

第 1 回競技運営専門委員会

会議資料

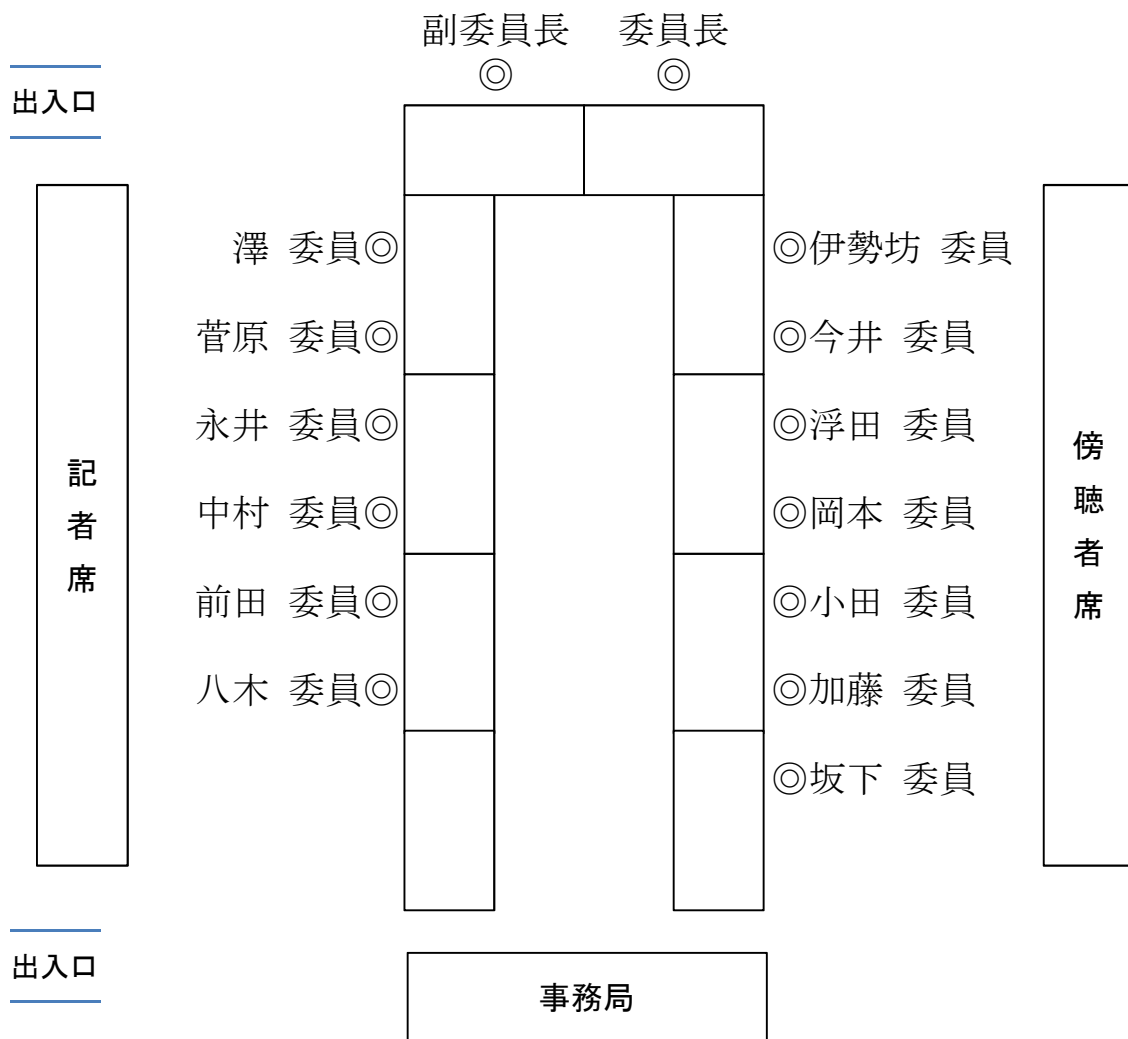


日時：平成 27 年 2 月 13 日（金）9:30～

会場：滋賀県大津合同庁舎 7 - A 会議室

第1回競技運営専門委員会 座席配置

平成27年2月13日（金）
滋賀県大津合同庁舎7-A会議室



競技運営専門委員会 委員

(順不同:敬称略)

選出区分	機関・団体名および役職名	氏名
スポーツ 関係	公益財団法人滋賀県体育協会 競技力向上担当 次長	今井 義尚
	滋賀県障害者スポーツ協会 事務局員	伊勢坊 美喜
	一般財団法人滋賀陸上競技協会 理事	八木 佐知男
	滋賀県水泳連盟 理事長	澤 弘宣
	公益社団法人滋賀県サッカー協会 専務理事	前田 康一
	滋賀県テニス協会 国体強化委員会 副委員長	菅原 万智子
	滋賀県バレーボール協会 理事長	浮田 豊史
	滋賀県バスケットボール協会 A級公認審判	加藤 加織
	滋賀県柔道連盟 理事	坂下 和子
	滋賀県弓道連盟 副会長	中村 傳一郎
学校関係	滋賀県中学校体育連盟 理事長	永井 泉
	滋賀県高等学校体育連盟 理事長	小田 隆司
学識経験者	立命館大学スポーツ健康科学部 教授	岡本 直輝

第 79 回国民体育大会滋賀県開催準備委員会 競技運営専門委員会 会議公開方針（案）

第 1 趣旨

この方針は、第 79 回国民体育大会滋賀県開催準備委員会競技運営専門委員会（以下「専門委員会」という。）の会議の公開について必要な事項を定めるものとする。

第 2 会議の公開・非公開の取扱

- 1 専門委員会の会議は、原則として公開するものとする。
- 2 次のいずれかの場合にあつては、委員長が専門委員会に諮って会議を非公開とすることができる。
 - (1) 滋賀県情報公開条例第 6 条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項に準じる事項を審議する場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じるおそれがあると認められる場合

第 3 会議の開催の通知

専門委員会は、公開の会議を開催する場合（議題の一部について公開する場合を含む。）は、事務局においてあらかじめ次の事項を記載した会議開催案内を作成し、会議開催当日の 1 週間前まで（緊急に会議を開催する必要があるときは、前日まで）にインターネット上の滋賀県ホームページへの掲載により県民に周知するとともに、報道機関に資料提供を行うものとする。

- ア 開催日時
- イ 開催場所
- ウ 議題
- エ 傍聴者の定員
- オ 傍聴の手続き
- カ 議事録等の公表の時期および方法
- キ 問い合わせ先

第4 公開の方法等

専門委員会の会議の公開の方法は、会議の傍聴および会議結果の公表の方法により行うものとする。

1 会議の傍聴

- (1) 会議の傍聴については、傍聴希望者（報道関係者を除く。）の内から委員長が傍聴を許可する。

なお、報道関係者には、公開する会議の取材を認めるものとする。

また、会議の全部を非公開とする場合にあっても、議事に入るまでの間の報道関係者の取材は認めるものとする。

- (2) 傍聴者の定員は、10名とする。

ただし、会議場の都合等でやむを得ない理由がある場合には、10名未満の数とすることができる。

- (3) 前2項の規定にかかわらず、委員長が特に認める者は、会議を傍聴することができる。

- (4) 会議の一部を非公開とする場合、委員長は当該非公開議題の議事に先立ち、傍聴および報道関係者へ会場からの退席を指示するものとする。

- (5) 傍聴者は、抽選により決定する。

ただし、会議の開会時刻の20分前までに傍聴を希望した者が定員に満たない場合は、会議の開会時刻まで定員内で先着順により決定する。

- (6) 委員長は、公開の会議の秩序を維持するため、必要な定めをすることができる。

2 会議結果の公表

公開した会議の結果については、事務局において議事録（非公開の議題については、会議要録）を作成し、原則として1か月以内に滋賀県ホームページへの掲載による情報提供に努めるものとする。

ただし、個人名等公開することが不相当と認められる事項について公開しないこととすることができる。

第5 その他

本方針に定めのない事項は、委員長が専門委員会の意見を聞いて必要の都度定めるものとする。

滋賀県情報公開条例 第6条

実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令もしくは条例（以下「法令等」という。）の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員および職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員および職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員ならびに地方独立行政法人の役員および職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職および当該職務遂行の内容に係る部分
- (2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体および地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
 - ア 公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等または個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (3) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (4) 法令等の規定により、または法律もしくはこれに基づく政令の規定による指示（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条第 1 号へ規定する指示その他これに類する行為をいう。）により明らかに公にすることができない情報
- (5) 県の機関ならびに国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定の者に不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 県の機関または国、独立行政法人等、他の地方公共団体もしくは地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締りまたは試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉または争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 県、国もしくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等または地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

傍聴要領（案）

競技運営専門委員会

競技運営専門委員会の会議を傍聴される方は、次の事項を遵守してください。

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 競技運営専門委員会の会議の傍聴を希望される方は、会議の開会時刻の20分前に、会場に設置する受付にお越しくください。受付で住所と氏名のご記入をお願いします。
- (2) (1)により傍聴を希望する者が定員を超えたときは、抽選により傍聴許可者を決定します。
- (3) (1)により傍聴を希望する者が定員に満たない場合は、定員を満たすまで先着順で傍聴を許可します。ただし、会議の開会時刻以降の傍聴許可はいたしません。
- (4) 傍聴の許可を受けた方は、係員の指示に従って、会議の会場へ入場し、所定の席に着席してください。
- (5) 前4項の規定にかかわらず、委員長が特に認める者は、会議を傍聴することができます。

2 傍聴する際の遵守事項

会議の傍聴に際しては、次の事項を遵守してください。

- (1) 会議の開催中は、静かに傍聴すること。拍手その他の方法により賛成、反対等の意向を表明しないこと。
- (2) 飲食、喫煙等をしないこと。
- (3) 委員長が認めた場合以外は、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (4) その他会場の秩序を乱したり、会議の支障となる行為をしないこと。
- (5) 非公開となる議題の前に指示があったときは、すみやかに会場外へ退出すること。

3 会議の秩序の維持

- (1) 2の事項を遵守するほか、会場内では、係員の指示に従ってください。
- (2) 遵守事項に違反した場合には、注意を促します。なお、注意に従わないときは、退席していただくことがあります。

4 その他

不明な点があれば、係員にお問い合わせください。

国民体育大会の概要

1 目的

大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

2 性格

大会は、国民の各層を対象とする体育・スポーツの祭典である。

3 主催

大会の主催者は、公益財団法人日本体育協会（以下「日体協」という。）、文部科学省および開催地都道府県（以下「開催県」という。）とし、各競技会については日体協加盟競技団体および会場地市町村を含めたものとする。

4 開催時期・会期

9月中旬～10月中旬の11日間以内

※大会の会期は、開催3年前に日体協が開催県と協議して決定する。

5 実施予定競技

実施競技は4年毎に見直されており、滋賀県で開催する第79回国民体育大会における実施競技については選定されていない。

※第78回大会～第81回大会の実施競技の選定は、平成27年度に発表される見込み。

【参考】第74回大会(平成31年)～第77回(平成34年)大会の実施競技（冬季大会を除く）

<正式競技>（37競技）（毎年実施競技36競技、隔年実施競技1競技）

●毎年実施競技（36競技）

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

●隔年実施競技（1競技）

銃剣道またはクレール射撃

<特別競技>（1競技）

高等学校野球（硬式および軟式）

<公開競技>（5競技）

綱引、武術太極拳、パワーリフティング、ゲートボール、グラウンド・ゴルフ

<デモンストラーションスポーツ>（開催県民を対象）

（例）バウンドテニス、少林寺拳法、オリエンテーリング、ダンススポーツ等

全国障害者スポーツ大会の概要

1 目的

障害のある選手が、障害者スポーツの全国的な祭典であるこの大会に参加し、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的とする。

2 主催

全国大会の主催者は、文部科学省、公益財団法人日本障害者スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）ならびに開催地都道府県・指定都市および開催地市町村とし、必要に応じてその他の関係団体を加えることができる。なお、開催地における主催者を総称して「開催地主催者」とし、その開催地主催者の代表は、都道府県とする。

3 大会開催の基本方針

- (1) 全国大会は、毎年1回開催し、各都道府県の持ち回りとする。
- (2) 全国大会は、毎年実施される国民体育大会（本大会）の直後を原則として、当該都道府県において3日間で開催する。
- (3) 全国大会における競技運営は、公益財団法人日本体育協会に加盟する開催地都道府県の関係競技団体等が主管する。
- (4) 全国大会における実施競技・種目は別途定める「全国障害者スポーツ大会競技規則」（以下「競技規則」という。）による。
- (5) 全国大会における競技施設は、原則として、国民体育大会（本大会）の会場を使用する。

4 開催時期の決定

開催時期は、開催地主催者が開催の概ね3年前までに、主催者と協議のうえ決定する。

5 実施競技

実施競技は、競技規則に定められた個人競技および団体競技とし、団体競技は都道府県・指定都市対抗とする。

なお、競技規則に定められていない競技・種目であっても、広く障害者の間にスポーツを普及する観点から有効と認められるものについては、あらかじめ主催者間で協議のうえ「オープン競技」として実施することができる。

全国障害者スポーツ大会 実施競技

◆正式競技

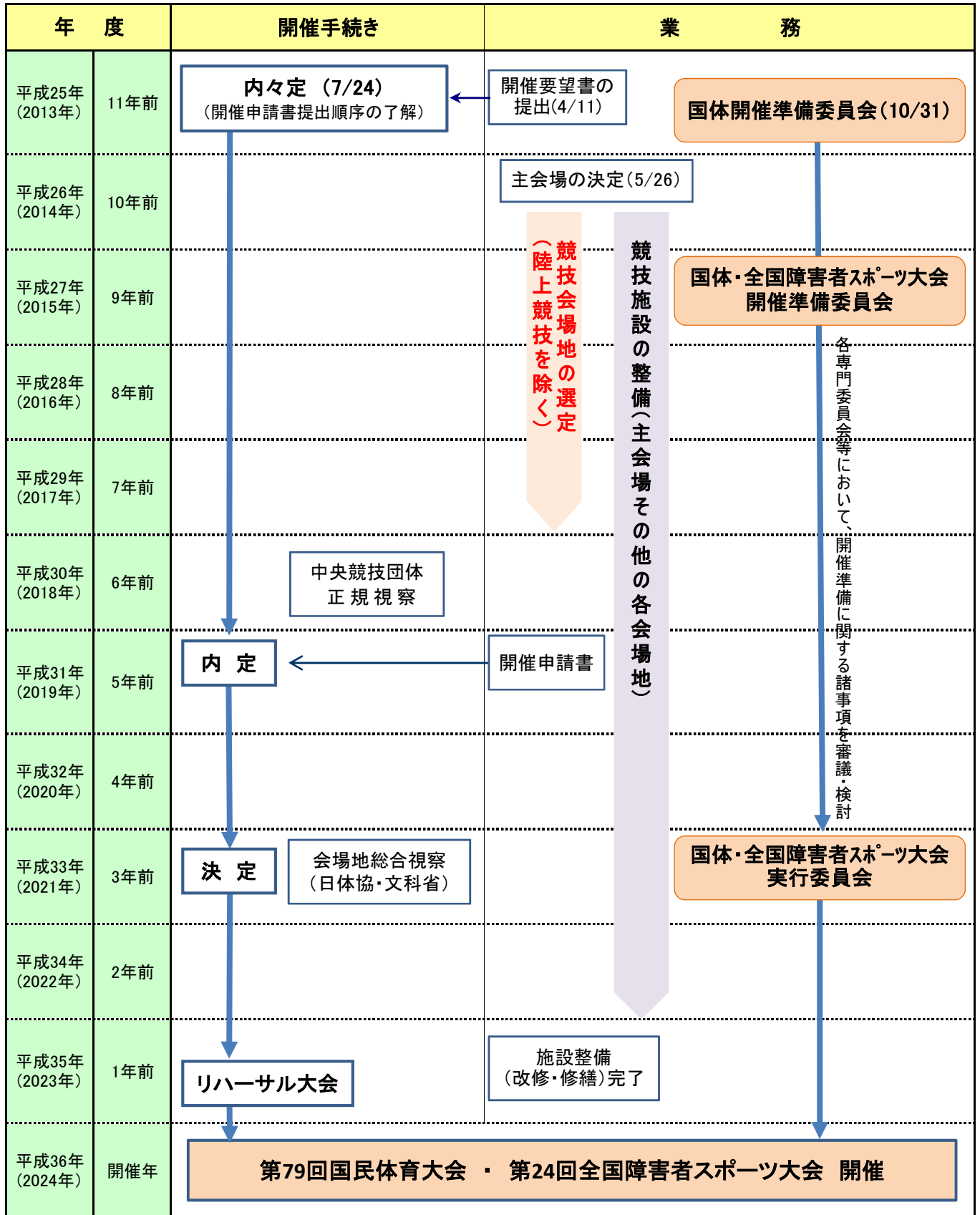
競技名	※障害区分	
個人 競技 (6)	陸上競技	身・知
	水泳	身・知
	アーチェリー	身
	卓球 [サウンドテーブルテニス (身) を含む]	身・知
	フライングディスク	身・知
	ボウリング	知
団体 競技 (7)	バスケットボール	知
	車椅子バスケットボール	身
	ソフトボール	知
	グラウンドソフトボール	身
	フットベースボール	知
	バレーボール	身・知・精
	サッカー	知

※身:身体障害、知:知的障害、精:精神障害

◆オープン競技(先催県例)

ウィルチェアーラグビー、グラウンド・ゴルフ、車いすフェンシング、ゴールボール、視覚障害者ボウリング、精神障害者フットサル、障害者シンクロナイズドスイミング、スポーツチャンバラ、ダーツ、スポーツ吹矢、手のひら健康バレー、バドミントン、ハンドサッカー、ブラインドサッカー、ボート、ボッチャ、ユニカール、卓球バレー、ふうせんバレーボール、車いすテニス、ビリヤード、ペタンク、ゲートボール

第79回国民体育大会 開催全体スケジュール



第 79 回国民体育大会開催基本方針

1 基本方針

滋賀県は、我が国最大の湖である琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境や、古くから交通の要衝として栄えてきた歴史を有するとともに、先人が人と人、人と自然のつながりの中で育んできた文化が今も脈々と息づいています。

この地で平成 36 年(2024 年)に開催する第 79 回国民体育大会は、次代を担う人育てや、活力に満ちた真心通い合う郷土づくり、全国から滋賀を訪れる多くの人との交流の絶好の機会として、年齢、性別、障害のあるなしを問わず、県民の皆さんの総参加により、夢や感動、連帯感を共有できる大会とすることを目指します。

この大会の開催を契機として、県民の皆さんがより一層身近にスポーツを楽しむことのできる環境をつくり、健康・体力の保持増進と競技力の向上を図ります。

併せて、福祉、教育、観光および経済への総合的かつ複合的な効果を通して、ふるさと滋賀の活力をさらに高め、将来にわたり持続可能な共生社会の実現につなげてまいります。

2 実施目標

(1) 滋賀をスポーツで元気にする国体

県民の皆さんが日常的にスポーツを「する」「みる」「支える」ことのできる環境づくりに取り組むとともに、生涯にわたり心身ともに健康で活力ある生活を送ることができるよう、健康づくりへの関心を高め、行動につなげるきっかけとします。

(2) 滋賀の若者や女性が主体的に関わる国体

若者や女性の、大会に向けた準備や大会運営への主体的な参画を図るとともに、心身ともにたくましく思いやりの心を持った子どもの育ちや、女性がより一層スポーツに親しむことのできる環境づくりにつなげます。

(3) 県民総参加でつくり、「滋賀の力」を伸ばす国体

県、市町をはじめ、関係機関・団体、大学や企業との緊密な連携のもと、多様な人、多様な主体との協働を通じた創意工夫による大会準備・運営を行うとともに、滋賀の持つ「人の力」「地と知の力」を伸ばします。

(4) 滋賀の魅力を再発見し、地域の活性化やビジネスにつなげる国体

環境へのこだわりや歴史・文化・自然など多様な滋賀の魅力を県民自らが見つめなおし、全国に発信するとともに、大会準備や運営、「おもてなし」の経験をもとに、将来につながるビジネスへの展開など、地域経済の活性化を図ります。

(5) 滋賀の子が、滋賀で育ち、滋賀で活躍する国体

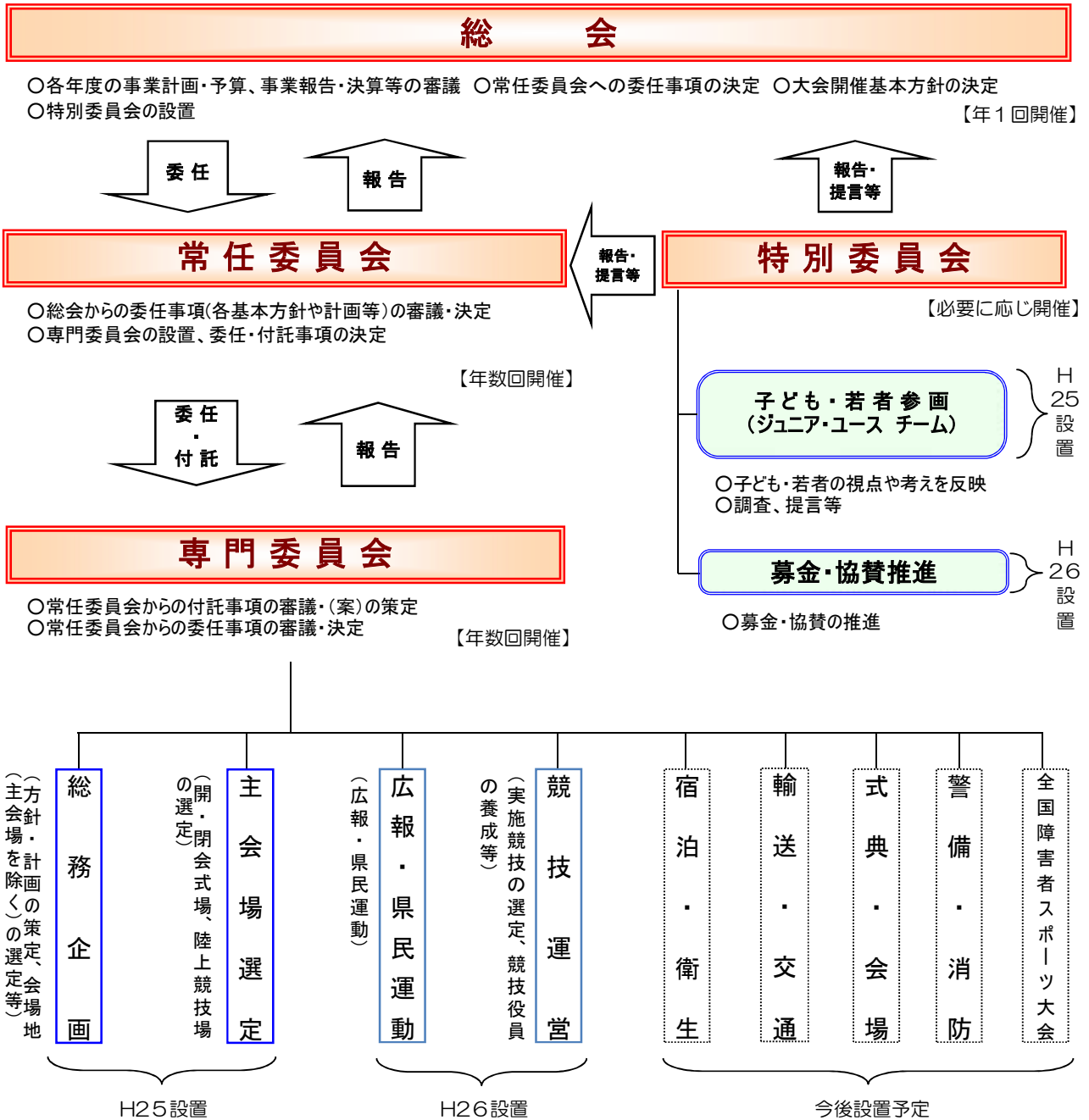
この大会を契機として、滋賀の地で選手が育ち、その選手が指導者となって次の世代を育てるなど、滋賀のスポーツの発展を支える好循環の形成に努めるとともに、次代を担う子どもが夢を育み、実現することのできる環境づくりを目指します。

(6) 滋賀の未来に負担を残さない国体

既存施設の有効活用や、大会運営の簡素化・効率化を徹底するとともに、施設整備が必要な場合は、環境に最大限配慮し、大会終了後の持続的な活用が可能で、かつ防災等多目的に使用できる施設としての整備を目指します。

第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会 組織図

(事務局: 県総合政策部国体準備室)



総 会	会長(知事)、副会長7名(県議会議長、副知事、県体育協会会長、県教育委員会委員長、市長会会長、町村会会長、滋賀経済団体連合会会長)、顧問8名(県選出国會議員)、参与59名(県議會議員、県教育委員会委員、報道各社代表)、委員236名(各市町長、各市町議會議長、各関係機関・団体の長、県部長級職員、県教育長、県警本部長等)、監事3名(県会計管理者、市町会計管理者の代表) 合計 314名
常任委員会	委員長(会長)、副委員長7名(副会長)、常任委員68名(県議会副議長・関係委員会委員長、各市町長、主要機関・団体の長) 合計 76名
子ども・若者参画特別委員会	県内の子ども・若者から公募等により選任
募金・協賛推進特別委員会	経済界等から選任
各専門委員会	各々の設置目的に応じ選任

第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会 専門委員会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会会則第13条第4項の規定に基づき、専門委員会の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の種類等)

第2条 専門委員会の種類ならびに常任委員会からの付託事項および委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

2 委員長および副委員長は、専門委員（以下「委員」という。）の互選により選出する。

3 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第4条 専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。

3 専門委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 専門委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(部会)

第5条 専門委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成25年10月31日から施行する。

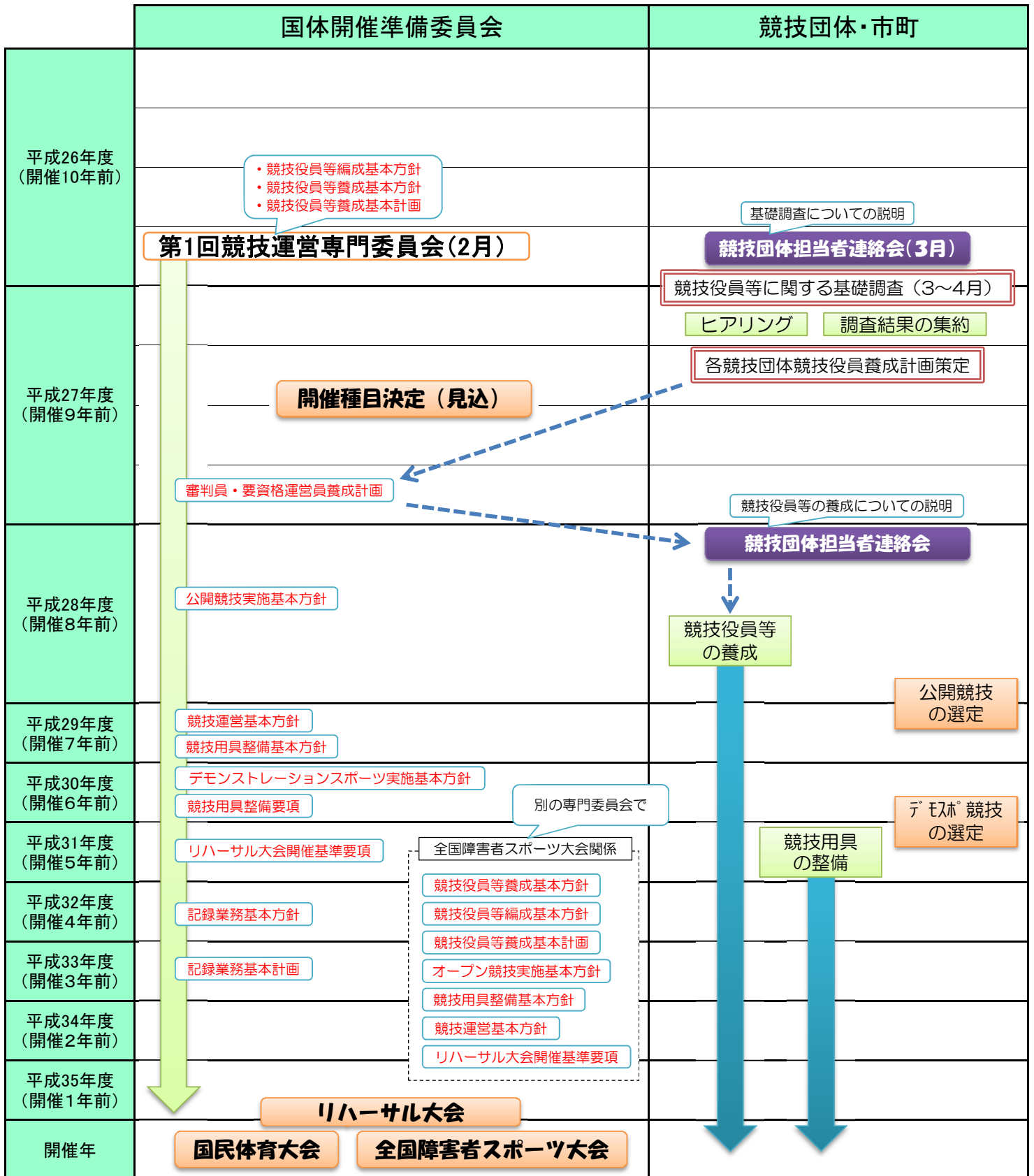
附 則

この規程は、平成26年5月26日から施行する。

別表（第2条関係）

種 類	付 託 事 項	委 任 事 項
総務企画専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な計画の立案に関する事 2 会場地（開・閉会式場および陸上競技会場を除く。）の選定に関する事 3 県ならびに会場地市町の業務分担および経費負担に関する事 4 競技施設の整備計画の立案に関する事 5 情報通信施設の整備計画の立案に関する事 6 他の専門委員会に属さない重要な事項に関する事 	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な計画の推進に関する事 2 競技施設基準に関する事 3 競技施設の整備計画の推進に関する事 4 情報通信施設の整備計画の推進に関する事 5 文化プログラムに関する事 6 他の専門委員会に属さない事項（重要な事項を除く。）に関する事
主会場選定専門委員会	開・閉会式場および陸上競技会場の選定に関する事	
広報・県民運動専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報の基本的事項に関する事 2 県民運動の基本的事項に関する事 3 その他広報および県民運動に係る重要な事項に関する事 	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報の実施に関する事 2 県民運動の推進に関する事 3 大会愛称・スローガン、マスコット等に関する事 4 その他広報および県民運動に係る事項に関する事
競技運営専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技運営に係る計画の立案に関する事 2 競技役員等の養成および編成に係る計画の立案に関する事 3 その他競技運営に係る重要な事項に関する事 	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技運営に係る計画の推進に関する事 2 競技役員等の養成および編成に係る計画の推進に関する事 3 競技用具の整備に関する事 4 リハーサル大会に関する事 5 競技記録に関する事 6 その他競技運営に係る事項に関する事

競技運営専門委員会の主な審議事項のスケジュール



第 79 回国民体育大会 競技役員等編成基本方針（案）

第 79 回国民体育大会（以下「大会」という。）における競技役員等の編成は、大会における各競技会の運営を円滑に行うため、次の基本方針により行う。

1 基本方針

- (1) 競技役員等の編成は、公益財団法人日本体育協会の定める「国民体育大会開催基準要項」および「国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準」に基づき、滋賀県開催準備（実行）委員会が、会場地市町および県・中央競技団体と十分協議して行う。
- (2) 競技役員等は、1人1競技を原則として、県および地域スポーツの普及・振興を図るため、できる限り県内役員により編成することとし、競技団体および会場地市町の実情に即し、必要最低限の人数により最大の効果をあげることができるよう適正な配置を行う。
- (3) 競技役員等の編成に当たっては、競技団体および会場地市町の関係者のみならず、広く県民の積極的な参加と協力が得られるよう配慮する。

2 競技役員等の定義および編成方法

- (1) 競技役員等の種類、定義および編成方法は、次のとおりとする。

①主に競技会（試合等）運営に携わる役職

役職名	定 義	編 成 方 法
競技会役員	国民体育大会開催基準要項第 2 2 項第 2 号の規定に該当する者	名誉会長、会長、副会長、顧問、参与、委員長、副委員長および委員とする。
競技役員	審判員 競技の審判に携わる者	原則として、県内有資格者をもって編成することとし、必要に応じて中央および近県競技団体関係者を含めて編成する。
	運営員 競技会の運営に直接携わる者（審判員を除く）	原則として、県競技団体関係者と会場地市町関係者等をもって編成することとし、必要に応じて中央および近県競技団体関係者を含めて編成する。
競技補助員	競技役員の業務の補助に携わる者	会場地市町および周辺市町に在住する当該競技関係者をもって編成する。

②主に競技会場運営に携わる役職

役職名	定 義	編 成 方 法
競技会係員	宿泊・輸送・歓迎・駐車場等の競技会を支援する間接的な業務に携わる者	会場地市町関係者等をもって編成する。
競技会補助員	競技会係員の業務の補助に携わる者	会場地市町および周辺市町に在住する者をもって編成する。

(2) 競技役員等の編成案は、会場地市町が競技団体等と協議のうえ作成し、滋賀県開催準備（実行）委員会において決定する。

3 競技役員等の調整

競技役員等の編成に当たり、やむを得ず重複して競技役員等となる可能性がある場合は、次の原則により関係者が協議して調整する。

- (1) 監督、コーチおよび選手ならびに競技役員等の重複については、監督、コーチおよび選手を優先する。
- (2) 2競技以上にわたる競技役員等の重複については、その業務内容により、関係者が協議して調整する。
- (3) 同一競技における競技役員等の重複については、その業務内容により認める。
- (4) 開・閉会式および集団演技の関係役員等と競技役員等の重複については、その業務内容により認める。

4 業務内容

競技役員等のうち、競技役員、競技補助員、競技会係員および競技会補助員の想定される業務内容は、概ね次のとおりとする。

①主に競技会（試合等）運営に係る業務内容

役職名		業務内容
競技役員	審判員	総括、総務、運営、審判、記録、出発、監察、放送、召集、掲示、進行、報道、表彰、救護、得点掲示、記録送受信、総合成績計算、会場等
	運営員	
競技補助員		競技役員の業務を補助する。

②主に競技会場運営に係る業務内容

役職名	業務内容
競技会係員	総括、総務、受付案内、接待、宿泊、輸送、会場整理、警備、施設管理、会場美化、練習会場、駐車場、弁当、入場券販売、プログラム販売等
競技会補助員	競技会係員の業務を補助する。

国民体育大会開催基準要項（抜粋）

公益財団法人日本体育協会

第22項第2号

競技会役員は、概ね次のとおりとする。ただし、公開競技においては、当該中央競技団体が開催関係機関・団体と協議の上、決定する。

名誉会長	会場地市町村長
会長	全国を統轄する競技団体会長
副会長	全国を統轄する競技団体副会長、会場地市町村体育協会会長、開催 県競技団体会長、会場地市町村実行委員会事務局長
顧問	全国を統轄する競技団体顧問、都道府県競技団体会長、会場地市町 村議会議長・教育委員長
参与	会場地市町村議会議員・教育委員・副市町村長・教育長・会計管理 者・関係部長、会場地市町村体育協会顧問・副会長、会場地市町村実 行委員会常任委員、開催県競技団体副会長・顧問・参与、会場地競技 団体顧問・参与、全国を統轄する競技団体役員の中で特に必要と認め た者
委員長	全国を統轄する競技団体理事長又はこれに準ずる者
副委員長	会場地市町村実行委員会事務局次長、会場地市町村競技団体会長、 開催県競技団体理事長又はこれに準ずる者
委員	全国を統轄する競技団体理事、開催県競技団体理事、会場地市町村 競技団体副会長、会場地市町村実行委員会事務局各部長・各副部 長、会場地市町村体育協会常務理事、JADA 事務局担当者又はこれに 準ずる者

国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準

公益財団法人日本体育協会

1 基本方針

- (1) 国民体育大会の目的のひとつである地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するため、審判員等競技役員は開催都道府県（以下「開催県」という。）内の有資格者をあてることを原則とし、大会終了後もこれらの者が地域スポーツ行事等に十分活用できるよう配慮しなければならない。
- (2) 実施中央競技団体は、中央競技団体からの派遣が必要となる者を除き、開催県内の競技役員をもってすべての競技運営ができるよう、開催県内定後、開催県関係者と密接な関係のもと積極的に競技役員の養成に努めなければならない。

2 競技役員の構成

開催県は、中央競技団体からの派遣が必要となる者を除き、県内競技役員をもってすべての競技運営ができるよう努めなければならない。

県内競技役員で競技会の運営が不可能な場合は、開催県外から競技役員を派遣することができる。この場合、競技日程、競技会場数及び試合数等を十分考慮の上必要最小限の人員としなければならない。

- (1) 中央競技役員
競技会を円滑に運営するための責任者等として中央競技団体からの派遣が必要とされる者。
- (2) 県内競技役員
開催県内の人員で、競技会の運営にあたる者。
- (3) 近県競技役員
上記(1)、(2)以外の人員で、原則として開催県ブロック内から派遣する者。

3 中央競技役員派遣にあたる所要経費支給基準

中央競技役員の派遣にあたる所要経費は、原則として全額開催県負担とする。

この場合、1人当たり概ね次の通りとし、各大会における支給基準は大会開催年（冬季大会は開催前年）に日本体育協会と開催県が協議し、決定する。

- (1) 交通費
原則として、自宅最寄り駅から競技会場地最寄り駅間の往復運賃とし、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により算定し支給する。
算定にあたっては、開催県自治体の旅費に係る規定等によるものとする。
- (2) 宿泊料金
各大会時に定められる宿泊料金のうち選手・監督以外の参加者と同一料金を支給する。
期間は、原則として当該競技日数に2日を加えた日数を限度とする。
- (3) 諸費
競技役員の業務に従事する期間に要する諸経費を補填するものとして、日本体育協会と開催県が協議して決定した金額を支給する。
期間は、宿泊料金支給期間に1日を加えたものとする。

4 競技役員の役職名及び人数

国体開催基準要項細則に示された施設基準及び参加人員で競技会を開催する場合の役職名と必要最小限の人数は、別紙を基準とする。

<附則>

昭和 53 年 11 月 7 日	制定
昭和 59 年	第 1 次改訂
平成 24 年 6 月 1 日	第 2 次改訂

【参考】陸上競技のみ抜粋

国民体育大会各競技会における競技役員の役職名及び人数

平成25年12月12日

本表は、「国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準」第4項について、国民体育大会の競技運営にあたり必要となる競技役員の役職名及び人数を定める。
 各大会における競技役員の編成にあたっては、競技会場数や開催地における競技役員の養成状況等を踏まえるとともに、同編成基準の趣旨に則し必要最小限となるよう適宜編成を行うこととする。

(1) 陸上競技

役員名	総数	左の内訳	中央からの派遣数	備考
総務	1			
総務員	8		1	
JTO	3	トラック、跳躍、投てき	3	
技術総務員	2			
上訴審判員	5		3	
審判長	4	トラック、跳躍、投てき、招集所		
競技進行係	4		1	
番組編成員	3	主任1		
アナウンサー	8	〃 1	1	
大型映像係	4	〃 1		
報道係	11	〃 1	1	
ミックスゾーン係	9	〃 1		
記録・情報処理員	16	〃 1		
印刷係	3	〃 1		
場内指令	20	〃 1		
会場管理	5	〃 1		
NFR	1		1	
DCO	5			JADA派遣
シャペロン	6	主任1		
競技者係	23	〃 1		
役員係	5	〃 1		
補助員係	2	〃 1		
来賓・視察員受付	4	〃 1		
庶務係	18	〃 1	2	
庶務員	7	〃 1		
医務係	2	〃 1		
救護係	5			
式典表彰筆耕係	11	主任1	2	
入賞者管理係	5	〃 1		
公式計測員	1	〃 1		
用器具係	13	〃 1		
風力計測員	9	〃 1		
練習会場係	20	〃 1		
写真判定員	11	〃 1		
監察員	34	〃 1		
監視カメラ係	2	〃 1		
競歩審判員	10	〃 1	5	
スターター	13	〃 1		
出発係	25	〃 1		
衣類運搬係	9	〃 1		
周回記録員	18	〃 1		
跳躍審判員	40	〃 1		
投てき審判員	33	〃 1		
光波計測員	3	〃 1		
総合得点係	2	〃 1		
トレーナー	5		5	
合計	448		25	

国民体育大会競技役員編成数（日本体育協会基準）

H25. 12. 12

競技団体名		総数	中央からの派遣数	県内の役員数	中央派遣割合（%）
1	陸上競技	448	25	423	5.6%
2	水泳	(共通)	19	8	57.9%
		(競泳)	168	157	6.5%
		(飛込)	59	47	20.3%
		(水球)	89	76	14.6%
		(シンクロ)	66	56	15.2%
3	サッカー	387	65	322	16.8%
4	テニス	148	6	142	4.1%
5	ボート	120	20	100	16.7%
6	ホッケー	79	34	45	43.0%
7	ボクシング	84	37	47	44.0%
8	バレーボール	245	8	237	3.3%
9	体操	(競技)	211	161	23.7%
		(新体操)	145	131	9.7%
10	バスケットボール	313	41	272	13.1%
11	レスリング	146	55	91	37.7%
12	セーリング	220	31	189	14.1%
13	ウエイトリフティング	123	12	111	9.8%
14	ハンドボール	151	38	113	25.2%
15	自転車（トラック・ロード）	235	20	215	8.5%
16	ソフトテニス	140	9	131	6.4%
17	卓球	149	9	140	6.0%
18	軟式野球	209	14	195	6.7%
19	相撲	130	21	109	16.2%
20	馬術	200	33	167	16.5%
21	フェンシング	102	38	64	37.3%
22	柔道	125	34	91	27.2%
23	ソフトボール	320	16	304	5.0%
24	バドミントン	295	13	282	4.4%
25	弓道	148	1	147	.7%
26	ライフル射撃	154	33	121	21.4%
27	剣道	112	29	83	25.9%
28	ラグビーフットボール	115	6	109	5.2%
29	山岳	112	18	94	16.1%
30	カヌー	(共通)	9	5	44.4%
		(スプリット)	98	81	17.3%
		(スライ)	128	111	13.3%
31	アーチェリー	91	6	85	6.6%
32	空手道	173	49	124	28.3%
33	なぎなた	112	26	86	23.2%
34	ボウリング	127	13	114	10.2%
35	ゴルフ	158	13	145	8.2%
36	トライアスロン	111	6	105	5.4%
37	銃剣道	88	20	68	22.7%
38	クレー射撃	101	25	76	24.8%
39	高校野球	(硬式)	77	74	3.9%
		(軟式)	50	47	6.0%
計		7090	989	6101	13.9%

第79回国民体育大会 競技役員等養成基本方針（案）

第79回国民体育大会（以下「大会」という。）における競技役員等の養成は、各競技会の円滑な運営と県および地域スポーツの一層の普及・振興を図り、大会後も各競技の普及・強化につなげるため、次の方針に基づいて計画的に推進する。

- 1 競技役員等については、中央競技団体と連携のうえ、できる限り県内において必要人員を確保することを目標として養成する。
- 2 競技役員等については、競技団体、会場地市町および県の業務分担を明確にし、十分に連携を図りながら計画的に養成する。
- 3 競技役員等のうち審判員および資格が必要な運営員については、円滑な競技会運営を図るため、各役員の負担軽減を考慮し、1人1競技を原則として養成する。
- 4 競技役員等のうち審判員および資格が必要な運営員については、資格の取得および資質の向上が重要となることから、競技団体ごとに年次別養成計画を策定し養成する。
- 5 競技役員等のうち資格が必要のない者については、県および地域スポーツの普及・振興を図るため、広く県民の積極的な参加と協力を呼びかけ、できる限り各競技会場地およびその周辺において確保することを目標として養成する。
- 6 競技役員等については、大会後に引き続き行われる第24回全国障害者スポーツ大会の円滑な運営を念頭に置き養成する。

第79回国民体育大会 競技役員等養成基本計画（案）

第79回国民体育大会の競技運営にあたる競技役員等の養成については、「第79回国民体育大会競技役員等編成基本方針」および「第79回国民体育大会競技役員等養成基本方針」に基づき、「第79回国民体育大会競技役員等養成基本計画」を作成し、計画的かつ円滑な事業の推進を図る。

1 養成対象

競技役員（審判員・運営員）、競技補助員、競技会係員および競技会補助員を養成の対象とする。

2 業務分担

- (1) 競技役員（審判員・運営員）および競技補助員については、競技団体がその養成を行う。
- (2) 競技会係員および競技会補助員については、会場地市町が関係団体と十分協議し、その養成を行う。
- (3) 県は、競技団体および会場地市町と連携を図り、競技役員等の養成計画の推進に努める。

3 養成方法

- (1) 競技役員（審判員・運営員）の養成方法については、次のとおりとする。
 - ① 県内講師による県内講習会
 - ② 中央およびブロックの競技団体講師による県内講習会
 - ③ 中央およびブロックの競技団体主催の講習会への派遣
 - ④ 中央およびブロックの競技団体主催の大会への派遣
- (2) 競技補助員、競技会係員および競技会補助員の養成方法については、次のとおりとする。
 - ① 県内講師による県内講習会
 - ② 中央およびブロックの競技団体講師による県内講習会

4 養成スケジュール

年度 開催前年				H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	
				8年前	7年前	6年前	5年前	4年前	3年前	2年前	1年前	開催年	
区 分/養成方法/養成団体													
競技役員	審判員	中央講習会等派遣 県内講習会	競技団体	資格取得、資格維持、資質向上									
	運営員	要資格 運営員	中央講習会等派遣 県内講習会	競技団体	資格取得、資格維持、資質向上								
		その他の 運営員	中央講習会等派遣 県内講習会	競技団体	養成、資質向上								
競技補助員		県内講習会	競技団体	養成、資質向上									
競技会係員		県内講習会	会場地 市町	養成									
競技会補助員		県内講習会	会場地 市町	養成									

5 養成計画

審判員および資格が必要な運営員の具体的な養成計画は、各競技団体が別途作成することとし、事業の進捗状況をふまえて毎年見直しを行う。